

危険物保安監督者選任・解任届出書

【 内容 】

次に該当する危険物製造所等においては、危険物保安監督者を定め届け出なければなりません。
また、解任したときも同様となります。

- (1) 製造所
- (2) 屋内貯蔵所又は地下タンク貯蔵所(引火点が40℃以上の第4類危険物のみを指定数量の30倍以下貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)
- (3) 屋外貯蔵所(指定数量の30を超えて危険物を貯蔵し、又は取り扱うものに限る。)
- (4) 屋内タンク貯蔵所又は簡易タンク貯蔵所(引火点が40℃以上の第4類危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)
- (5) 屋外タンク貯蔵所、給油取扱所又は移送取扱所
- (6) 第1種販売取扱所又は第2種販売取扱所(引火点が40℃以上の第4類危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)
- (7) 一般取扱所(引火点が40℃以上の第4類危険物のみを指定数量の30倍以下ボイラー消費するもの又は容器に詰め替えるものを除く。)

なお、選任に伴う届出には、6月以上の危険物取り扱い実務経験を証明する書類、危険物取扱者免状の写しの添付が必要です。(6月以上の危険物取り扱い実務経験を証明する書類は、「12 実務経験証明書」をご使用ください。)

実務経験は、危険物製造所等での経験に限られますが、危険物取扱者免状の交付を受ける前の実務経験を含めます。

【 根拠法令 】

消防法第13条 危険物の規制に関する政令第31条の2 危険物の規制に関する規則第48条の3

【 届出時期 】

保安監督者を選任(解任)したとき遅滞なく

【 提出部数 】

2部(その1部に届出済の印を押印して届出者に交付します。)

【 提出先 】 ※該当する危険物製造所等を管轄する消防署等に届け出てください。

消防署等の名称	所在地	電話	受付可否 受付時間	備考
消防局予防課	帯広市西6条南6丁目3-1(消防庁舎3階)	0155-26-9124	平日8時45分 ~17時30分	帯広市内分
帯広消防署	帯広市西6条南6丁目3-1(消防庁舎1階)	0155-26-9131	×	
音更消防署	河東郡音更町木野西通16丁目1	0155-30-3322	8時45分 ~ 17時30分	音更町内分
士幌消防署	河東郡士幌町字士幌西2線161	01564-5-2323		士幌町内分
上士幌消防署	河東郡上士幌町字上士幌東3線238	01564-2-2519		上士幌町内分
鹿追消防署	河東郡鹿追町西町3丁目10	0156-66-2201		鹿追町内分
新得消防署	上川郡新得町4条南3丁目1番地	0156-64-5103		新得町内分
清水消防署	上川郡清水町南6条4丁目1番地2	0156-62-2519		清水町内分
芽室消防署	河西郡芽室町東2条3丁目1番地	0155-62-2821		芽室町内分
中札内消防署	河西郡中札内村大通南1丁目12番地	0155-67-2111		中札内村内分
更別消防署	河西郡更別村字更別南1線93番地	0155-52-2201		更別村内分
大樹消防署	広尾郡大樹町字下大樹224番地1	01558-6-2199		大樹町内分
広尾消防署	広尾郡広尾町並木通東4丁目4番地	01558-2-2730		広尾町内分
幕別消防署	中川郡幕別町錦町90番地	0155-54-2434		幕別町内分
池田消防署	中川郡池田町西2条11丁目1-12	015-572-3119		池田町内分
豊頃消防署	中川郡豊頃町茂岩本町116番地	015-574-2310		豊頃町内分
本別消防署	中川郡本別町北2丁目4番地1	0156-22-2007		本別町内分
足寄消防署	足寄郡足寄町北1条4丁目52番地	0156-25-2619		足寄町内分
陸別消防署	足寄郡陸別町栄町	0156-27-2524	陸別町内分	
浦幌消防署	十勝郡浦幌町桜町4番地	015-576-2419	浦幌町内分	

郵送による届出ができる消防署もあります。管轄消防署に直接お問い合わせください。